

令和4年度 富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度に関するFAQ

令和4年4月1日現在

【対象店舗について】

Q1. どのような飲食店が対象になりますか？

(1) 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の注文に応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、食品衛生法に基づく営業許可を受けた店舗（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項に規定する許可を受けた者又は改正後の食品衛生法第55条第1項に規定する許可を受けた者）が対象です。ただし、下記施設は対象外となります。

【対象外の店舗】

- ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り（テイクアウト）専門の店舗
- ・ケータリングなどのデリバリー（宅配）専門の店舗
- ・キッチンカー（車内に客席を有するものを除く）
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストア等のイートインスペース
- ・風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
- ・宿泊施設の中の各客室で宿泊者に食事を提供する場合の当該客室
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ・既に認証を取得されている店舗（ただし、新たにカラオケ設備を使用して営業、又は接待を伴う営業を行う場合は、再度申請が必要です。）

(2) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

【申請について】

Q 2. どのように申請したらよいですか？

申請書類に必要事項を記入し、下記の提出先へ郵送してください。
(特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送をお願いします。)

〈提出先〉

〒930-8501 (住所記載不要)

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度事務局 宛

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

Q 3. 申請に費用はかかりますか？

本制度の申請及び認証について、費用はかかりません。

Q 4. 申請書はどこでもらえますか？

事務局ホームページから申請書の様式をダウンロードしてください。
また、県厚生センター及び支所や対象地域の市町村役場、商工会議所、商工会に設置しています。

Q 5. 複数の店舗を経営していますが、申請書は一つでよいですか？

申請書は一つでよいですが、本制度は店舗ごとに認証するものですので、様式第3号「富山県新型コロナ安心対策飲食店認証基準（感染症予防対策チェックシート）」は店舗ごと別々に作成してください。

Q 6. 申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいですか？

飲食店又は喫茶店営業許可証の交付の数により判断します。

Q 7. 申請は店長や支配人の名義で行えばよいですか？

申請は、飲食店の営業許可証に記載されている営業者の名義で行ってください。

Q 8. 申請には営業許可証の写しが必要となっていますが、営業許可証を紛失してしまいました。どうすれば良いですか。

営業許可証は、施設の所在地を所管する県厚生センター及び支所や富山市保健所で営業許可の証明書の発行が可能です。詳しくは、県厚生センター及び支所や富山市保健所へお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の対応のため、県厚生センター及び支所や富山市保健所が行っている飲食店や旅館・ホテルの営業許可等の業務に影響が出ています。手続きやお問い合わせへの回答に、通常より時間を要することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【認証について】

Q 9. 基準において実施できない項目がありますが、認証を受けられますか？

認証基準における全ての項目を実施していることが認証の条件となります。

Q10. 認証に向けて対策をとろうと思いますが、取り組むべき対策の内容は今後も変わりませんか？

認証基準は、現在の新型コロナウイルスの性質や流行状況等を踏まえて作成されています。変異株の発生や流行状況等、今後の状況に応じて認証基準は変更・追加される可能性があります。

Q11. 認証基準が変更・追加された場合は、既に取得した認証はどうなりますか？

認証基準の変更・追加がある場合は、その内容は、新型コロナウイルスの性質の変化や流行状況等に応じたものとなります。現時点では対応は未定ですが、感染防止という観点から、既に取得した認証を維持するには、変更・追加された認証基準に適合するよう、取り組んでいただくことが必要と考えられます。（一定の猶予期間が設けられることもあります）。

Q12. 現地調査はいつ実施されますか？

申請いただいた後、認証制度事務局から連絡があります。電話で日程を調整したうえで、現地調査を実施します。

※日程調整は事務局、または、現地調査員が直接電話で連絡をします。電話番号は、コールセンターの番号と異なる場合があります。

※申請時の現地調査の日時は、必ず事前に調整します。飛び込みや抜き打ちでの調査はありません。ただし、認証後に行う立入検査は、事前連絡なしで行うことがあります。また、再度現地調査が必要な場合は、申請状況により再調査まで時間を要することがあります。

Q13. 認証書、認証ステッカーを紛失、破損してしまった場合、再交付できるのでしょうか？

再交付が必要な場合は、富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度実施要領第10条に基づき、再交付の申請をしていただく必要があります。事務局ホームページに掲載されている「再交付申請書」を記入し、郵送をお願いします。

Q14. 認証取得後も、認証基準を満たしているかを確認するために職員等が来ることはありますか？

感染症予防対策が実施されていない疑いがある場合や特定の地域で流行が認められる場合等、必要に応じて感染症予防対策の実施状況の確認に伺う場合があります。

Q15. 認証が取り消しになるケースはありますか？

認証施設が認証の要件（認証基準等）を満たさなくなった場合、職員等が行う感染症予防対策の実施状況の立入検査等を正当な理由無く拒んだ場合や感染症予防対策に係る指導に従わない場合等には認証が取り消されることがあります。

Q16. 認証を受けた店舗で感染者が認められた場合、どのように対応したらよいですか？

県厚生センター及び支所や富山市保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し、当該店舗において感染拡大防止策を講じてください。

Q17. 認証を取得していましたが、飲食店を閉店しました。手続きは必要ですか？

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度実施要領第14条に基づき、認証の廃止を申し出ていただく必要があります。事務局ホームページに掲載されている「廃止届」を記入し、郵送をお願いします。

【入店時等に関する基準】

Q18. 感染予防のための店舗入口での手指消毒に、消毒用アルコールではなく次亜塩素酸水を使用してもいいですか？

新型コロナウイルス感染症感染予防のための手指消毒の方法は、厚生労働省 HP、経済産業省 HP に基づき、水及び石けん（ハンドソープ）による洗浄又はアルコール消毒液による消毒としてください。

リンク：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html



新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（経済産業省 HP）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shodoku_jokin.pdf



Q19. 入店時の体調確認について、店舗入口の掲示で発熱がある方については入店を断っていますが、体温計による体温測定は必須ですか？

体温計による体温測定については、行うことが望ましいとしています。入口に設置し、入店者が顔をかざすと体温が表示される非接触型の体温測定器などもありますので、導入をご検討ください。

Q20. マスクではなく、マウスシールドやフェイスシールドを着用して来店したお客様へは、どのように対応したらよいのでしょうか？

マウスシールドやフェイスシールドは、自分の飛沫が相手の顔などに付着するのを防ぐ効果は多少ありますが、飛沫が飛ばないようにする効果そのものは限定的です。

店舗入口で利用者への掲示を行い、正当な理由なくマスクを着用していない方については声がけして入店をお断りするか、マスクの配布・販売を行い、マスクの着用を促してください。

Q21. 手洗いなどの注意喚起のイラストなどが入ったひな型のようなものを作っていましたか？

事務局ホームページに啓発チラシを掲載しています。こちらの啓発チラシを店内に掲示していただくことで、認証チェックシート（様式第3号）内にある、掲示が必要なチェック項目を満たすことができます。

【客席の利用に関する基準】

Q22. 同一グループとは何ですか？

家族や職場の同僚など、一緒に食事をする集団をいいます。

Q23. 「同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル間は、対人距離が1 m以上確保できるよう配置している。」とは、どういうことですか？

別のグループが使用している各々の客席について、座席と座席との間隔を1 m以上確保することが必要ということを示します。

Q24. テーブル間の配置や同一テーブルでの配置は、具体的にどのような対策をすればよいですか

飛沫や接触感染のリスクを低減させるための対策です。間隔を空けていただくか、アクリル板等を設置していただくか、どちらかの対策を実施してください。

状況に応じて、両方の対策を併せて実施していただくことも可能ですので、別紙の具体例（「テーブル・座席の配置のポイント」）を参考にしてください。

Q25. パーティションの材質に制限はありますか？

パーティションは、飛沫感染対策として設置を求めています。材質に特別な制限はありませんが、最低限、飛沫を拡散させないための一定の強度、付着した飛沫の定期的な清掃・消毒に耐えられる材質が必要です。

Q26. パーティションの下部がテーブルと密接していないといけないのでしょうか？

パーティションの構造上の問題もありますので、5 c m程度の隙間であれば差し支えありません。

Q27. 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティションは、背中合わせの場合でも必要ですか？

「背中合わせで座る」場合であっても、座席と座席の間について1 m以上の間隔又はパーティションの設置が必要です。

Q28. パーティションは家族の場合も必要ですか？

少人数の家族や、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が一つのテーブルやカウンターにおいて、対面又は隣席での着座を希望する場合については、パーティションの設置は不要です。

【施設設備の管理に関する基準】

Q29. 特定建築物とは何ですか？

商業店舗や映画館、旅館・ホテル等のうち、建築物衛生法で定める用途に使用される延べ面積が、3 0 0 0平方メートル以上の建築物等が該当します。

例えば、商業モールのテナント店舗では、1店舗あたりの面積は小さくても、建築物全体として建築物衛生法の規制を受ける場合は、対象施設となります。建築物衛生法の規制を受けるか及び同法基準を満たしているかは、まず建築物全体の管理者等に確認してください。

Q30. 機械換気で必要換気量が不足していることが分かりました。どうしたら良いのでしょうか？

以下の措置を実施してください。

- ・ 機械換気に加え、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
- ・ 機械換気に加え、二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開する。さらに、可能であれば、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
- ・ 機械換気に加え、一方向の窓又はドアを常時一部開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。

なお、新型コロナウイルスについては短時間で感染している事例も報告されていることから、二方向の窓又はドアを30分間に1回以上5分間程度全開するよりも、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する措置がより推奨されています。

また、サーキュレーターや冷暖房設備（エアコン）を併用し、空気の流れを作ることや、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行うことも推奨されています。空気清浄機を併用する場合は、HEPAフィルターによるろ過式の製品とし、かつ、風量が5m³/min程度以上のものを使用してください。また、人の居場所から10m²（6畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置し、空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させることに御留意ください。

リンク：「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省HP）



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>



冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html



【その他】

Q31. 認証応援金の交付はありますか？

令和4年度においては、認証応援金の交付はありません。

Q32. 既に認証を受けていますが、申請当時と状況が変わり、カラオケ設備を使用して営業（又は接待を伴う営業）することとなりました。この場合、再度申請しなくてははいけませんか？

第2次募集の認証基準より、カラオケ設備を使用する場合と、接待を伴う営業を行う場合の項目を追加しました。これまで「カラオケ設備を使用しない」、「接待を伴う営業を行っていない」として既に認証を受けていても、カラオケ設備を使用、又は接待を伴う営業を行う場合、改めて申請を行ってください。

現地調査の後、今回の基準を満たした店舗に新たなステッカーと認証書（認証番号）を交付します。